

国民年金保険料の納付が 困難な場合は各種制度 をご利用ください

国民年金保険料の納付方法は、納付書、口座振替、クレジットカード払いから選択できます。

また、国民年金の保険料を納めることが困難な方に免除又は猶予制度があります。保険料が未納のままだと、老後の年金や、障害年金等の受給資格が得られない場合があります。

納付にお困りの場合は、お早めにご相談ください。

▼各種制度を利用するためには申請が必要です

令和7年度分の免除申請は7月から受付します。過年度分については、申請日から2年1カ月遡って申請することができます。

①申請免除

本人・配偶者・世帯主の所得に比べて全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除ができます。

②納付猶予

50歳未満の本人と配偶者の所得が一定以下の方は、保険料の納付を猶予できます。

③学生納付特例

本人の所得が一定以下の学生は、在学期間中の保険料の納付を猶予できます。

▼免除・猶予・特例は、未納より有利です

免除等を申請した期間が承認されれば、年金を受給するための資格期間に反映されます。なお、免除が承認された期間は、減額はあるものの老齢基礎年金にも反映されます。

▼免除や猶予が承認された方は、追納をおすすめします

生活にゆとりができた場合、10年以内なら、追納することによって老齢基礎年金を満額に近づけることができます。ただし、追納額は当時の保険料に一定の加算割合が追加されます。

▼申請に必要なもの

- ・マイナンバーが確認できる書類(マイナンバーカード・通知カード等)
- ・本人確認書類
- ・離職票等の写し(失業等により免除申請される方)
- ・在学証明書又は学生証(学生納付特例制度の申請をされる方)

※本人以外が申請される場合は委任状のほかに、代理人の本人確認書類が必要になります。

▼問合せ 名古屋西年金事務所

☎ 052・524・6855

住民課住民・年金グループ

☎ 28・0966

国民健康保険税・ 後期高齢者医療保険料・ 介護保険料を決定

令和7年度の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を決定しました。

7月中旬に納税(納入)通知書や決定通知書を送付します。

保険料(税)の徴収は、年金からの天引き(特別徴収)と、納付通知書か口座振替でお支払いいただく(普通徴収)2種類の方法があります。

納付方法は、金額や年金の受給状況などによって異なりますので、通知書でご確認ください。普通徴収の方で口座振替を希望される方は、金融機関であらかじめ手続きが必要です。

口座振替依頼書に必要事項を記入のうえ、金融機関へお申し込みください。

口座振替依頼書は、役場窓口または指定の金融機関にて配布しています。

▼問合せ (国民健康保険税・後期高齢者医療保険料)保険課国民健康保険・医療グループ

☎ 28・0917

(介護保険料)保険課介護グループ

☎ 28・0100

介護用品購入費助成額の確定

家族介護用品購入費助成事業をご利用の方には、支給券をお渡ししています。令和7年度の住民税の確定に伴い、非課税世帯であることが確認できた場合には、お持ちの支給券を、適正な助成限度額に変更(追加)します。

対象の方には、7月中旬に通知書を郵送しますので、支給券と通知書を持参のうえ、窓口までお越しください。

▼ところ

役場1階3番窓口保険課

▼問合せ 保険課介護グループ

☎ 28・0100

雨水貯留施設(浄化槽 転用)を設置された方へ

浄化槽から下水道切替工事を行った際に、雨水を貯める施設として転用し、雨水を有効利用されている方へお知らせします。

台風等、大雨が降る予報が出された際には、あらかじめ施設に貯留されている水を排水してください。降雨の前に、施設内の水を抜くことにより、浸水被害軽減の効果を発揮しますので、皆様のご協力をお願いします。

▼問合せ 建設課下水道グループ

☎ 28・0940